

第2回 長崎市上下水道事業運営審議会 資料

水道料金のあり方について

令和7年8月
上下水道局

目 次

1	第1回審議会の振り返り	P 1
2	審議会の流れ（予定）	P 2
3	水道事業会計の原則	P 3～P 5
4	水道事業の現状と課題	P 6～P 1 2
5	経営改善に向けたこれまでの取り組み	P 1 3～P 1 4
6	今後の経営見通し	P 1 5
7	料金算定期間について	P 1 6～P 1 7
8	料金算定期間において確保すべき建設改良費等	P 1 8～P 2 2
9	建設改良費の財源について	P 2 3～P 2 6
10	今後のスケジュール	P 2 7

1 第1回審議会の振り返り

主なご意見

- ・ **料金見直しについて、審議会でどのくらいの検討期間を見ていますか、また、何年度からの料金改定を想定していますか。**
→ 期間については1年半ぐらい、回数だと最低でも4回は必要だと考えています。また、料金改定時期などの具体的なスケジュールは次回の審議会でお示しする予定です。
- ・ **今回の見直しは下水道使用料を含めて行いますか。**
→ 下水道使用料については長崎駅周辺の開発等で収益の見込みが想定より上がっていること、水道料金と同時の改定は急激な市民負担増につながることから、今回は下水道使用料の見直しは行いません。
- ・ **今後の収支計画において建設改良費が年によって大きく計上されており、これが資金残高減少の要因になっていると考えられますが、この建設改良費の内訳を教えてください。**
→ 建設改良費が多くなっている主な要因は、長与町との共同による新浄水場建設が主な要因ですが、共同で建設することで国からの補助や有利な財源措置を受けるようにしています。
- ・ **包括的民間委託（ウォーターPPP）はいつ頃から実施する予定ですか。民間委託することで料金が上がり続けてしまうということはありませんか。**
→ 長崎市が行うのは下水道事業のウォーターPPPで、令和9年度に公募できることを目標に調査を進めています。水道については、人の口に入るものであるため長崎市で責任をもって管理していきたいと思っています。外国では、民間移譲したものの料金の値上げか水質維持かの選択を迫られ、結局は公営に戻ったという事例もあり、水道は民間への全面的な委託は考えていない状況です。
- ・ **人口減少で高齢者がますます増えていく中で、生活の苦しい高齢者に多くの負担をしてもらうことが想定されます。物価なども上がっている中で料金値上げについて市民の理解を得るための取組みを教えてください。**
→ 近年、各地で上下水道の破損事故が頻発する中、適切な維持管理のため料金改定については、やむを得ないという理解は得られつつあると考えていますが、水道は使わないという選択肢がないため、使用量が少ない少人数世帯などへの負担が過度に大きくならないように、料金水準だけでなく料金体系の見直しが必要だと考えています。

2 審議会の流れ（予定）

第1回 上下水道事業マスタープラン2025等の説明

- ・ マスタープラン2025における収支の見通し等の説明
- ・ 現地調査



第2回 料金算定期間の検討等

- 主な論点
- ・ 料金算定期間
 - ・ 今後の投資計画において確保すべき建設改良費、内部留保資金残高の額
 - ・ 企業債活用の必要性



第3、4回 料金改定率、料金水準、料金体系の検討

- 主な論点
- ・ 料金改定率の検討
 - ・ 料金全体における「基本料金」と「従量料金」の配分

3 水道事業会計の原則

○独立採算制

- ・ 水道事業は、事業の健全な運営確保と水道の安定供給を維持するために、事業の運営に必要な費用を税金ではなく水道料金収入で賄う独立採算制とすることが法で定められている

＜地方公営企業法抜粋＞

第2条（この法律の適用を受ける企業の範囲）

この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業に適用する

- ・ 水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業（一部適用）

第17条（特別会計※¹）

- ・ 地方公営企業の経理は、第2条第1項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行うものとする

第17条の2第2項（経費の負担の原則）

- ・ 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するもの※²を除き、当該地方公営企業の経営に伴う収益（＝水道料金収入）をもって充てなければならない

※1 地方公共団体において、一般会計とは別に、ある特定事業の経理管理のために設置されるもので、原則的にはその特定事業に関連してのみ使われる

※2 消火栓その他公共の消防のために必要な経費、公園その他の公共施設の水道利用にかかる経費

○受益者負担

- ・ 水道は道路・公園などと異なり、水道利用の利益を受ける人（受益者）が水道利用契約者に限定されるため、その受益者に使った水の量に応じて給水費用を負担していただくことで、負担の公平性を担保し、水道事業の健全な経営を維持

○企業会計方式

- ・ 民間企業でも用いられる企業会計方式を採用することで、単なる金銭の出入りだけではなく経営状況を正確に把握

3 水道事業会計の原則

【参考】

現行の水道料金表（H22年度～）

用途	基本料金		従量料金	
	メーターの口径	金額 (1ヶ月につき)	単位	金額
一般用	20mm以下	805円	(1m ³ につき)	70円
	25mm	1,000円	1m ³ ～10m ³	
	40mm	2,500円		
	50mm	4,500円	11m ³ ～50m ³	260円
	75mm	9,500円		
	100mm	16,000円	51～100m ³	330円
	150mm	33,000円		
	200mm以上	45,000円	101m ³ 以上	396円
公衆浴場用	一般用と同じ		1m ³ につき	70円
船舶用	一般用と同じ		1m ³ につき	170円
臨時用			1m ³ につき	396円

消費税及び地方消費税を含まない単価（税抜き単価）

＜水道料金の計算例＞

- ① 使用水量20m³、メーターの口径13mmの場合
 （概ね3～4人世帯を想定）
 基本料金 805円（メーターの口径20mm以下）
 従量料金 (10m³×70円) + (10m³×260円) = 3,300円
水道料金 (805円 + 3,300円) × 1.1（消費税） = 4,515円
- ② 使用水量2,000m³、メーターの口径75mmの場合
 （宿泊施設、病院など）
 基本料金 9,500円（メーターの口径75mm）
 従量料金 (10m³×70円) + (40m³×260円) + (50m³×330円)
 + (1,900m³×396円) = 780,000円
水道料金 (9,500円 + 780,000円) × 1.1（消費税） = 868,450円

3 水道事業会計の原則

【参考】

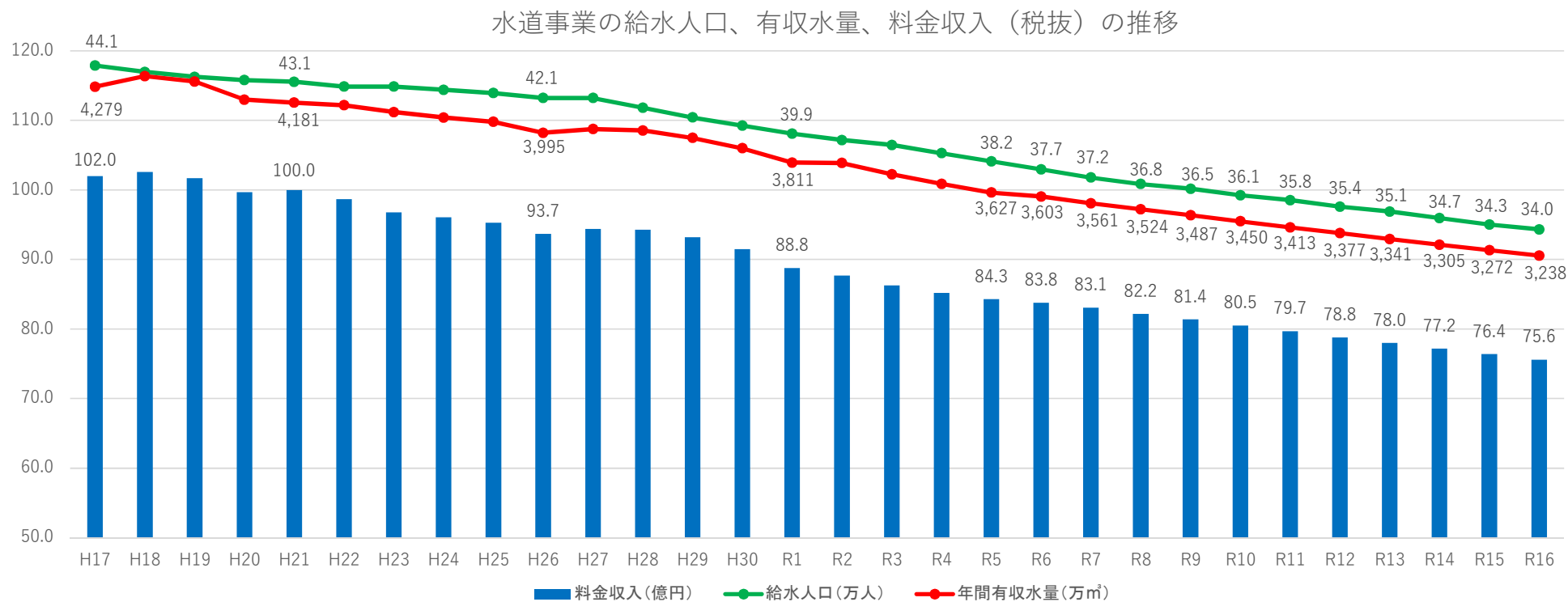
上下水道料金早見表 口径20mm以下（税込み）

使 用 水 量 m ³	水 道 料 金	下 水 道 料 金	合 計	使 用 水 量 m ³	水 道 料 金	下 水 道 料 金	合 計
0	885	1,100	1,985	28	6,803	4,884	11,687
1	962	1,122	2,084	29	7,089	5,082	12,171
2	1,039	1,144	2,183	30	7,375	5,280	12,655
3	1,116	1,166	2,282	31	7,661	5,478	13,139
4	1,193	1,188	2,381	32	7,947	5,676	13,623
5	1,270	1,210	2,480	33	8,233	5,874	14,107
6	1,347	1,232	2,579	34	8,519	6,072	14,591
7	1,424	1,254	2,678	35	8,805	6,270	15,075
8	1,501	1,276	2,777	36	9,091	6,468	15,559
9	1,578	1,298	2,876	37	9,377	6,666	16,043
10	1,655	1,320	2,975	38	9,663	6,864	16,527
11	1,941	1,518	3,459	39	9,949	7,062	17,011
12	2,227	1,716	3,943	40	10,235	7,260	17,495
13	2,513	1,914	4,427	41	10,521	7,458	17,979
14	2,799	2,112	4,911	42	10,807	7,656	18,463
15	3,085	2,310	5,395	43	11,093	7,854	18,947
16	3,371	2,508	5,879	44	11,379	8,052	19,431
17	3,657	2,706	6,363	45	11,665	8,250	19,915
18	3,943	2,904	6,847	46	11,951	8,448	20,399
19	4,229	3,102	7,331	47	12,237	8,646	20,883
20	4,515	3,300	7,815	48	12,523	8,844	21,367
21	4,801	3,498	8,299	49	12,809	9,042	21,851
22	5,087	3,696	8,783	50	13,095	9,240	22,335
23	5,373	3,894	9,267	60	16,725	13,585	30,310
24	5,659	4,092	9,751	70	20,355	17,930	38,285
25	5,945	4,290	10,235	80	23,985	22,275	46,260
26	6,231	4,488	10,719	90	27,615	26,620	54,235
27	6,517	4,686	11,203	100	31,245	30,965	62,210

4 水道事業の現状と課題

① 人口減少等により料金収入が減少

- ・ 水道料金収入（給水収益）は人口減少や節水機器の普及などの要因で減少傾向にあり、今後もその傾向は続く見通し。



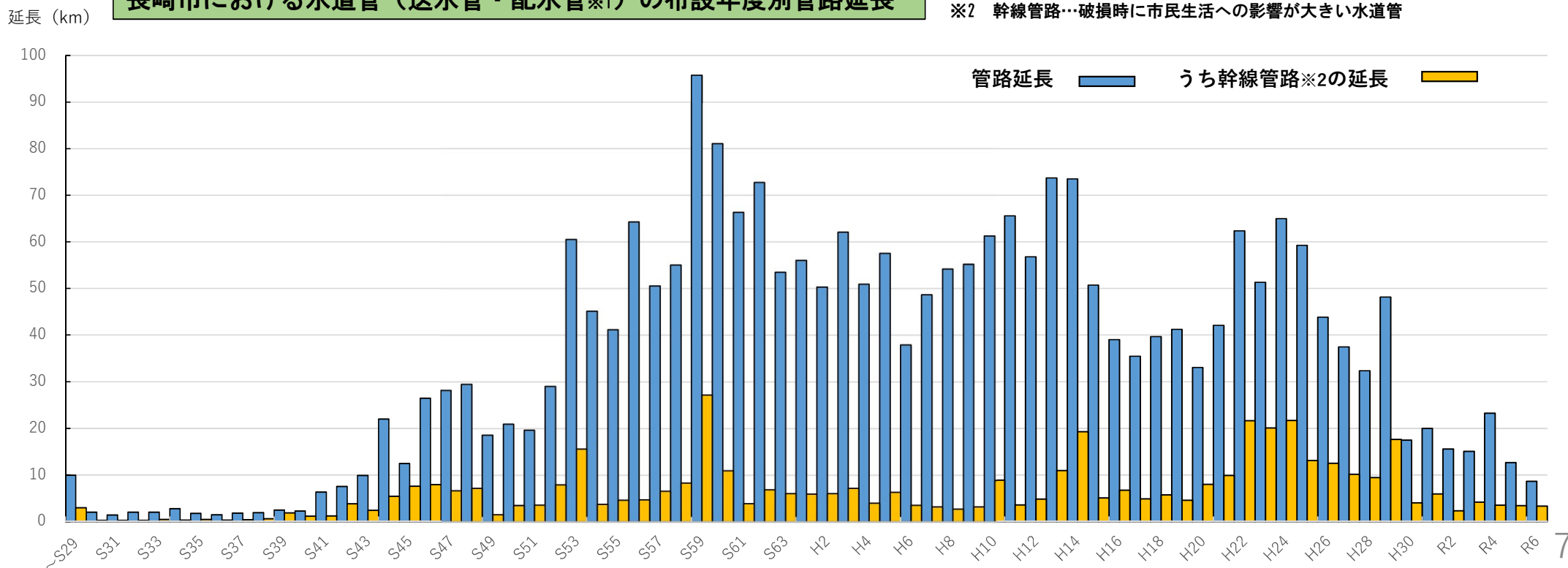
4 水道事業の現状と課題

② 浄水場や水道管などの水道施設の老朽化が深刻化

- ・ 長崎市の水道施設は高度経済成長期に整備されたものが多く老朽化が進んでいる。また、近年全国的に大規模な水道管の破損事故が頻発し、施設更新の社会的要請が高まっている。このため、計画的な更新が必要

長崎市における水道管（送水管・配水管※1）の布設年度別管路延長

※1 送水管・配水管…浄水場から各家庭等に水を送る水道管
 ※2 幹線管路…破損時に市民生活への影響が大きい水道管



4 水道事業の現状と課題

③ 保有施設が多いことによる高額な運転費、維持管理費

- ・ 斜面地が多いといった地形的な要因により配水ポンプや配水タンクなどの施設数が多いことから、これらの運転や維持管理にかかる費用が高額となり、他の自治体と比べて給水にかかるコストが高い。

【配水タンク等設置数】

長崎市 **233施設**
同規模事業体平均 77施設
(同規模事業体は給水人口30万人以上の事業体)
中核市平均 63施設
(令和5年度決算時点、中核市(人口20万人以上)のうち57市対象)

【償却資産(減価償却が発生する資産)残高】

長崎市 **約2,100億円** (令和5年度決算時点)
中核市平均 約1,160億円
(令和5年度決算時点、中核市のうち57市対象)

■ 長崎市の給水原価(1m³の水道水を造るのにかかる費用)費用構成内訳

(単位:円/m³)

年度	人件費	委託料	修繕費	動力費	減価償却費	支払利息	その他	合計
令和6年度	32.13	37.49	11.88	16.80	128.04	3.63	22.66	252.63
令和5年度	28.96	37.07	11.78	15.14	128.40	4.17	22.75	248.27
同規模事業体平均(令和5年度)※	18.48	24.90	10.57	6.77	67.16	5.36	47.74	180.98

(出典:令和6年度 長崎市公営企業会計決算審査意見書より)

※ 同規模事業体は給水人口30万人以上の事業体

➡ 減価償却費は同規模事業体平均の**約2倍**

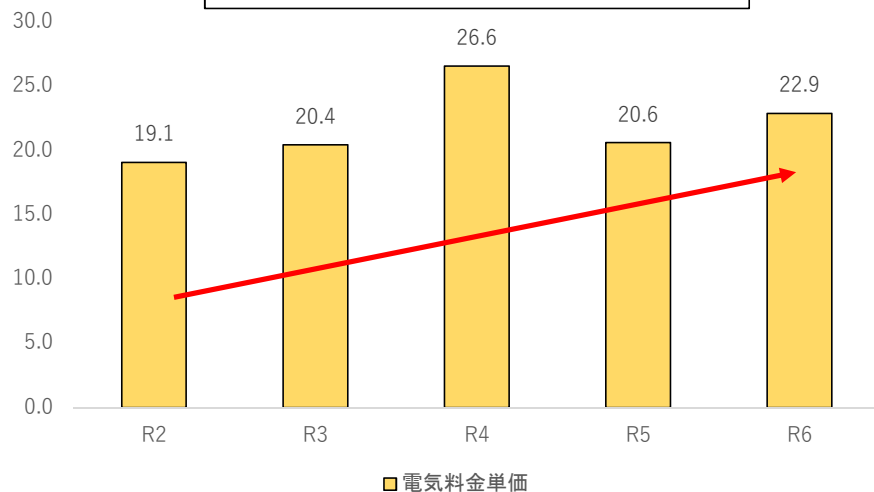
4 水道事業の現状と課題

④ 近年における動力費等の高騰

動力費の高騰

電気料金単価
(円/KWh)

電気料金単価が上昇（約1.2倍）



電気料金単価…各年度の動力費を使用電力量で除した値
※変動が大きい雪浦取水ポンプ場を除く

なお、令和5年度及び令和6年度は電気料金の高騰に対する国の補助金を含んでいる。

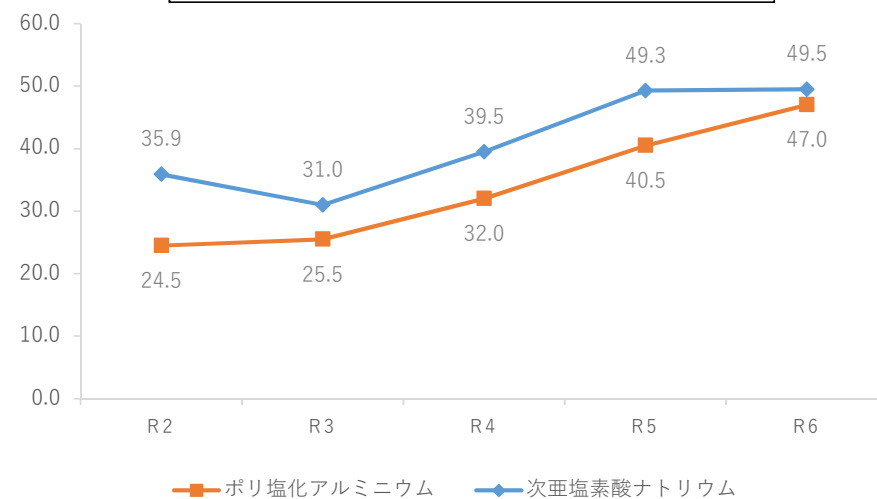
※R5：期間12か月（補助金額：7.0円/Kwh～1.8円/Kwh）

※R6：期間8ヵ月（補助金額：4.0円/Kwh～0.9円/Kwh）

薬品費の高騰

薬品税抜単価
(円/Kg)

薬品単価が上昇（約1.3倍～2倍）

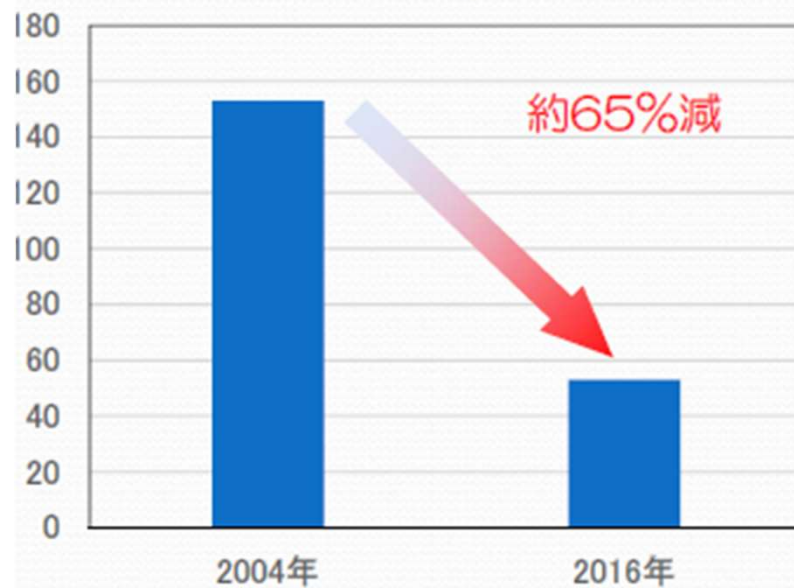


ポリ塩化アルミニウム…浄水場で水をきれいにするために使われる薬品（凝集剤）
次亜塩素酸ナトリウム…水道水を滅菌し安全性を確保するための消毒剤

4 水道事業の現状と課題

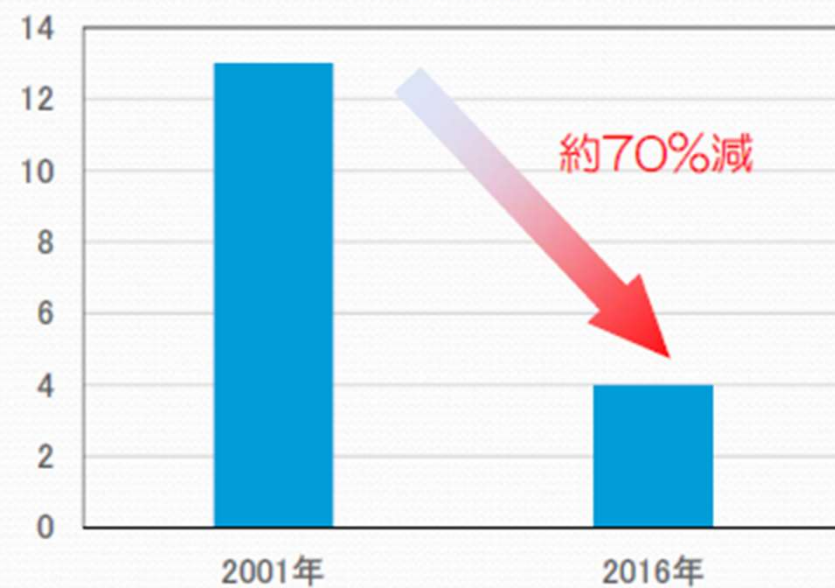
⑤ 節水機器の普及

洗濯機
(ℓ/回)



※洗濯～乾燥6kg、標準コース
(出所) メーカーHP

トイレ
(ℓ/回)



※試算条件：4人家族（男性2人、女性2人）が大1回/人・日、小3回/人・日
【引用元】省エネ・防犯住宅推進アプローチブック
(出所) メーカーHP

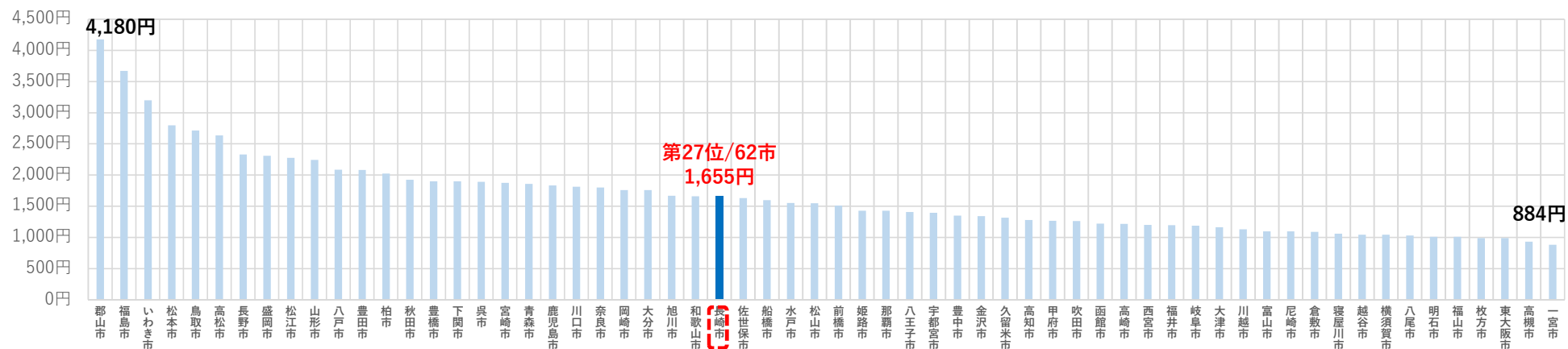
4 水道事業の現状と課題

⑥ 他都市との水道料金比較

水道料金 中核市比較

使用水量10m³

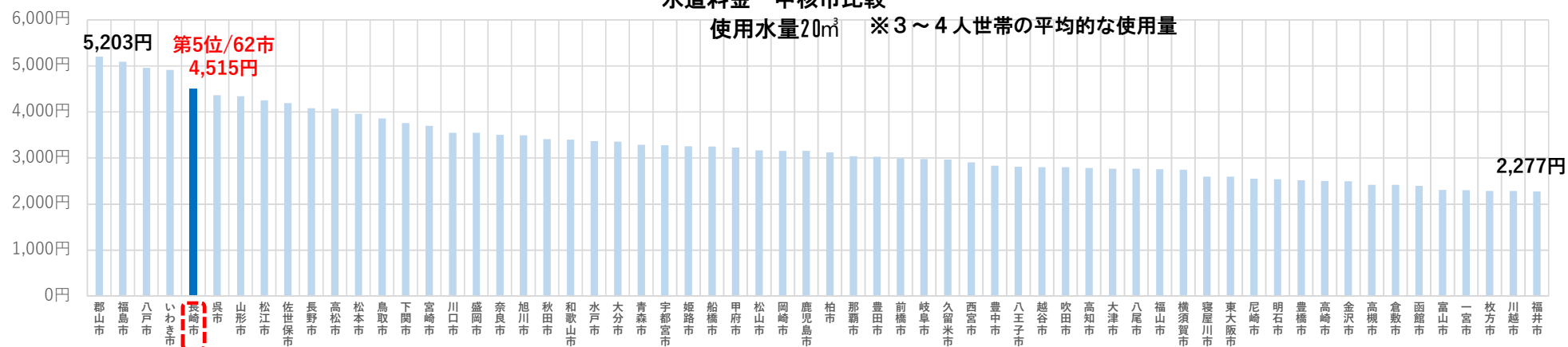
※ 1～2人世帯の平均的な使用量



水道料金 中核市比較

使用水量20m³

※ 3～4人世帯の平均的な使用量

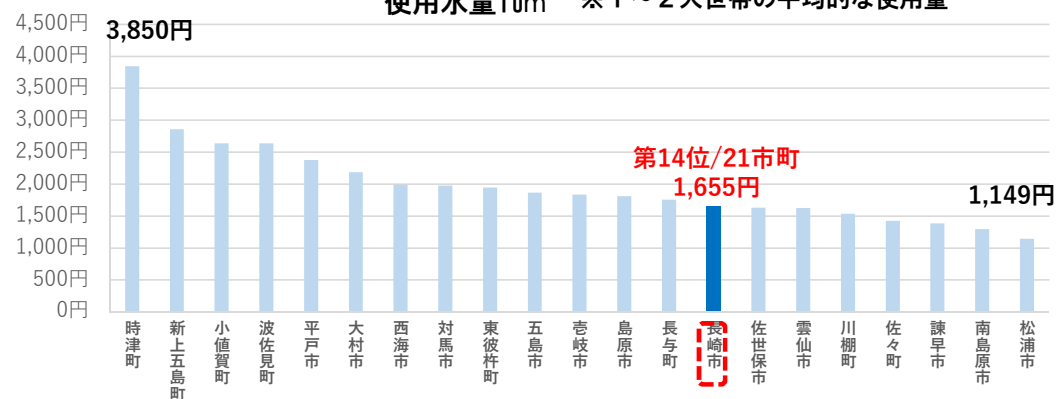


4 水道事業の現状と課題

⑥ 他都市との水道料金比較

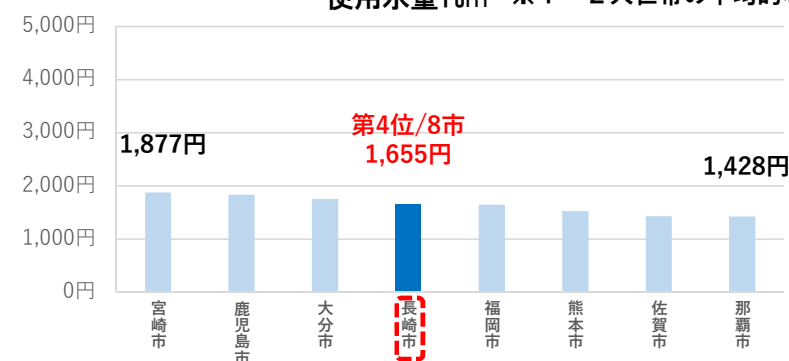
水道料金 県内市町比較

使用水量10m³ ※1～2人世帯の平均的な使用量



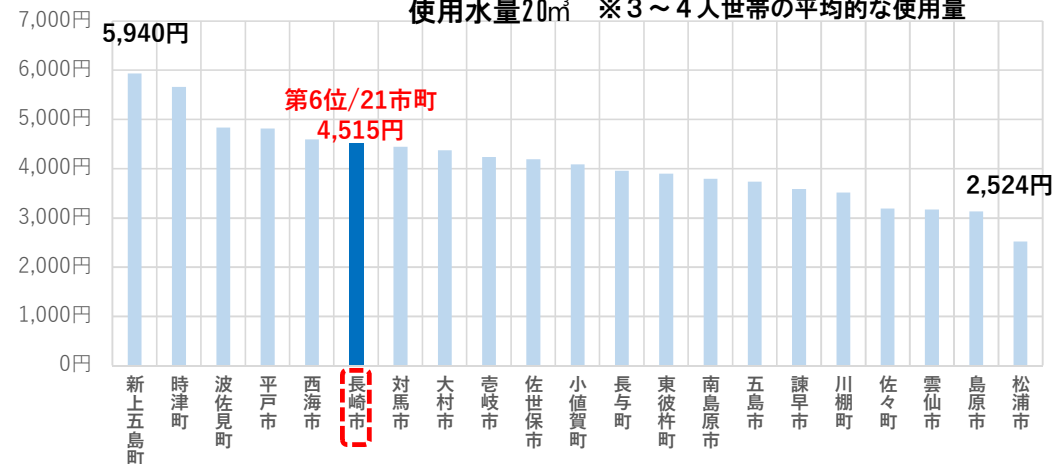
水道料金九州県庁所在地比較

使用水量10m³ ※1～2人世帯の平均的な使用量



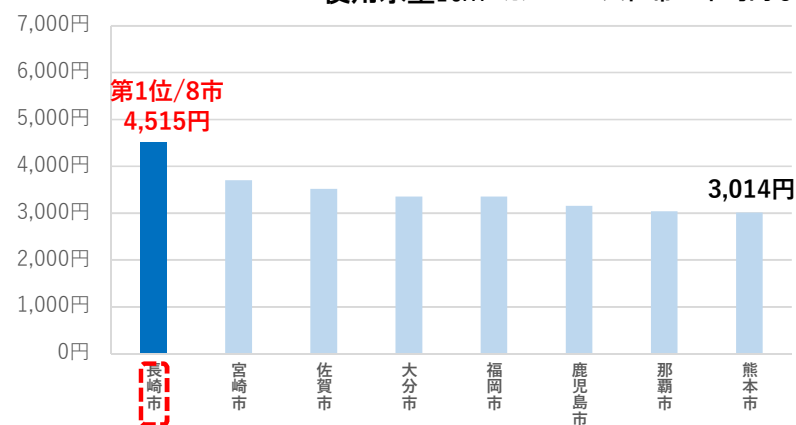
水道料金 県内市町比較

使用水量20m³ ※3～4人世帯の平均的な使用量



水道料金九州県庁所在地比較

使用水量20m³ ※3～4人世帯の平均的な使用量



5 経営改善に向けたこれまでの取組み

○支出削減の取組み

主な取組み	取組みの内容
浄水場の統廃合	47箇所→7箇所
職員数の削減	H17年度 403人→ R6年度 249人 20年間で154人（約38%）削減
企業債の繰上償還	利率が高い企業債を繰上償還し、支払利息を軽減（H19～R1：約23億円削減）
水道施設の規模、性能の適正化	配水タンクの容量や配水管の口径、材質を水需要に応じ適正なサイズ、材質に見直し
カーボンニュートラルに向けた取組み	高効率モーターへの交換や照明のLED化など消費電力とCO2排出の抑制
D Xによる業務の効率化	各種手続きのオンライン化でサービス向上と事務の効率化と経費削減を実現
公用車の削減	H27年度 95台 → R6年度 79台 10年間で16台削減

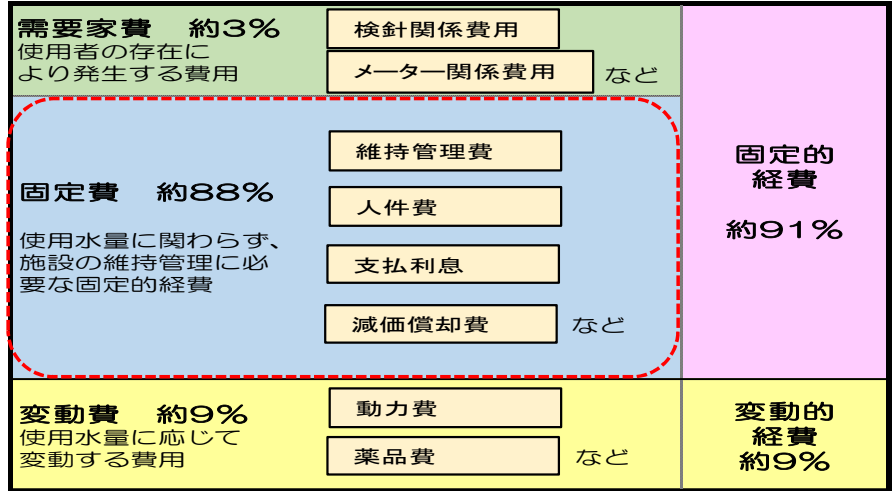
○収入増加の取組み

主な取組み	取組みの内容
広域連携による財源確保等	長与町と共同で新浄水場整備を整備することによる施設の統廃合と国庫補助金の獲得
未利用地の売却	使用予定のない土地の売却 （10年間で約7億6千万円の収入）
水道メーターの売却	使用期限の過ぎた水道メーターを金属部分とそれ以外に分別し売却単価をあげて売却 （1年間で約1300万円の収入）
公用車公告	公用車に広告を掲載し広告収入を獲得 （R3～R6年度 100万円以上の収入）

5 経営改善に向けたこれまでの取組み

○これまでの主な給水コスト縮減の取組み

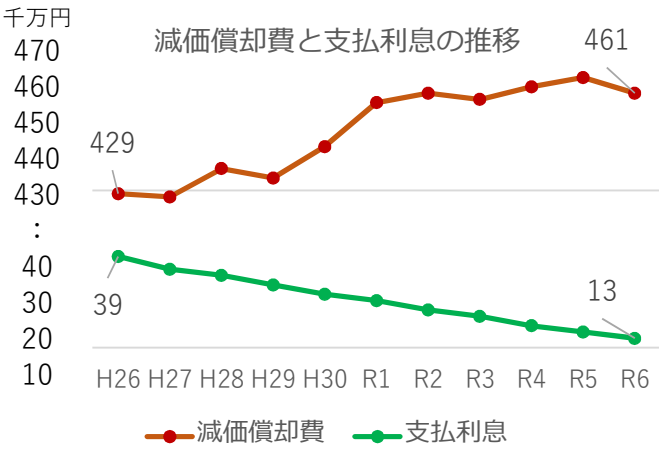
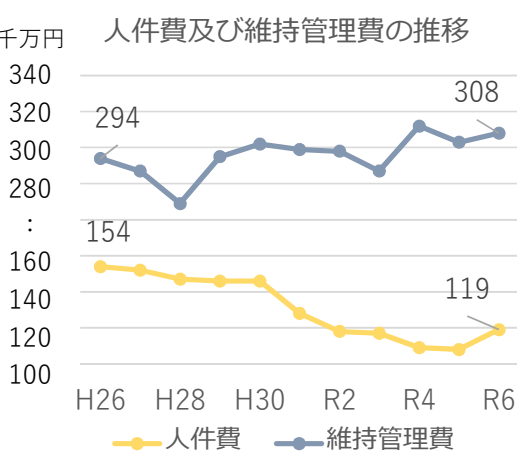
【給水コストの内訳】



■平成26年から令和6年度まで

- ・人員削減、民間委託等による人件費削減、施設の統廃合等による維持管理費、修繕費の削減、企業債の繰上げ償還による支払利息の抑制などにより固定的経費を縮減。
- ・その結果、減価償却費を除く給水原価（水道水1m³あたりの供給費用）は、10年間で約1円の伸びに抑制

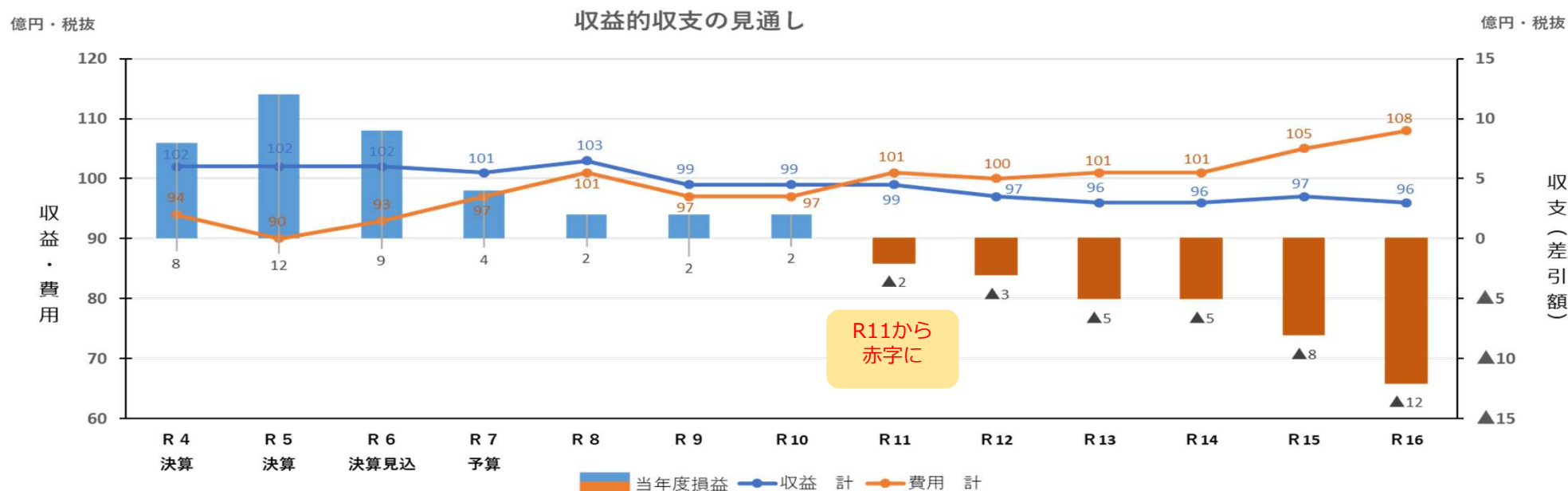
給水原価表 (費用構成内訳)	長崎市 (H26)	長崎市 (R6)	増減
人件費	37.36円	32.13円	減
委託料	28.71円	37.49円	増
修繕費	14.79円	11.88円	減
動力費	13.79円	16.80円	増
支払利息	9.71円	3.63円	減
その他	19.24円	22.66円	増
小計	123.60円	124.59円	増
減価償却費	107.27円	128.04円	増
合計	230.87円	252.63円	増



6 今後の経営見通し

○収支の見通し

- ・ 令和8年度以降は物価や人件費の上昇の影響などにより更に収支見通しが厳しくなり、現行の料金水準では令和11年度以降、単年度赤字に転落する見込み。



安全・安心で安定した水道供給を維持するため料金改定が必要

7 料金算定期間について

【料金算定期間の設定の基本的な考え方】

- ・ 料金算定期間の基準は3～5年間（日本水道協会の水道料金改定業務の手引き）
- ・ これを目安に、各自治体の経営状況に応じて設定

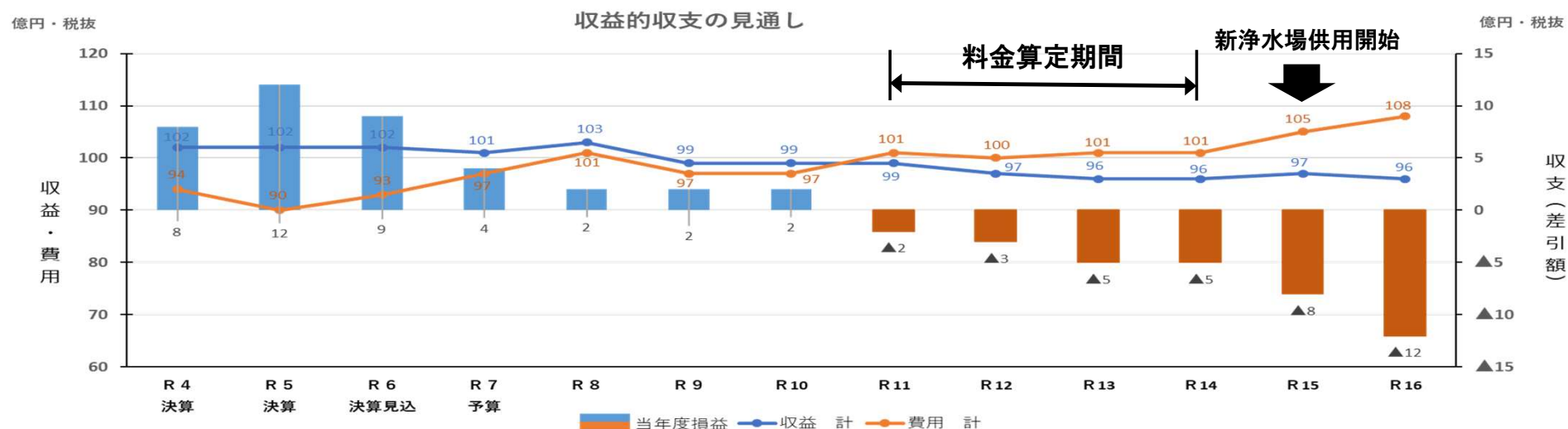
「水道料金改定業務の手引き」（公益社団法人日本水道協会）の説明資料（抜粋）

料金算定期間は料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮してみるとおおむね将来の3年から5年を基準に設定することが妥当であると考えられる。

7 料金算定期間について

- ・ 料金収入の予測や建設改良費の増加に伴う減価償却費の増額等を踏まえ収支見通しを算出
現行料金のままでは令和11年度に単年度収支が赤字となるため、令和11年度を料金算定期間の始期としたい
- ・ また、令和15年度から新浄水場が供用開始し、新たに減価償却費が発生。その額は現時点で未確定であり、料金算定に適切に反映させることが困難であるため、終期については新浄水場の減価償却費が発生する前の令和14年度としたい

料金算定期間 令和11年度～令和14年度の4年間



8 料金算定期間において確保すべき建設改良費等

- ・ 料金算定においては通常の営業費、施設の維持管理費のほかに、今後の施設の新設改良等に必要な事業費を反映させる必要がある。主な事業は以下のとおり

- 1 配水施設整備事業（年次計画に基づく管路の新設、更新）
- 2 浄水施設改良事業（浄水場の機器類・導水管などの改良や更新）
- 3 配水施設改良事業（配水タンクや減圧タンク、配水ポンプ場などの機器類の改良や更新）

1～3の事業の考え方

老朽化した施設を優先度の高いものから計画的に更新、改良を実施。なお、改良の際には規模と機能の最適化を検討

優先順位の考え方 老朽度：経過年数や修繕履歴

影響度：施設における事故・故障リスクや当該施設がカバーする給水人口、病院などの重要な施設の数

耐震性：耐震性の有無

危機管理：事故や災害時におけるバックアップ施設としての重要度

- 4 耐震化事業（重要な浄水施設及び配水施設の更新時に耐震化）

長崎市上下水道耐震化計画に基づき、災害時に重要な浄水施設及び配水施設について老朽施設の更新と合わせて耐震化を実施

- 5 新浄水場共同整備事業

長与町と共同で新浄水場を整備することで、老朽化した長崎市の浦上及び道ノ尾の両浄水場と長与町の3浄水場を廃止
新浄水場の整備・維持管理は、民間活力導入、財政負担の縮減等を図るためPFI事業（DBO方式※）で実施。

※DBO方式：設計、施工及び運転維持管理を一括して発注する方式

8 料金算定期間において確保すべき建設改良費等

① 配水施設整備事業の概要

- ・ 長崎市の近代水道は明治24年（1891年）に給水開始（創設134年目）
- ・ 優先順位に基づき老朽管の更新、新規布設等を実施
- ・ 昭和43年から継続して実施してきたことで、安全な水道水を安定して給水



○配水施設整備事業の沿革

配水施設整備事業 (5か年継続事業)	実施年度	総事業費	年間事業費	更新延長 (新設含む)	年間更新延長
第1次～第6次	S43～H9	200億円	1～12億円	約600km	約10～30Km
第7次～第9次	H10～H24	50億円	10億円	約298km	約20Km
第10次	H25～H29	80億円	16億円	約103km	約21Km
第11次	H30～R4	100億円	20億円	約61km	約12Km
第12次	R5～R9	110億円	22億円	約32km	約6Km

8 料金算定期間において確保すべき建設改良費等

② 第13次配水施設整備事業の概要

○第12次における課題

- ・物価高騰により事業費が増加（管路の更新単価が10年間で約2.3倍に上昇）し、老朽管路の更新延長が伸びなかった
- ・令和7年度に入り、市民生活へ大きな影響を与える水道管破損事故が幹線管路以外でも発生

○第13次における対応

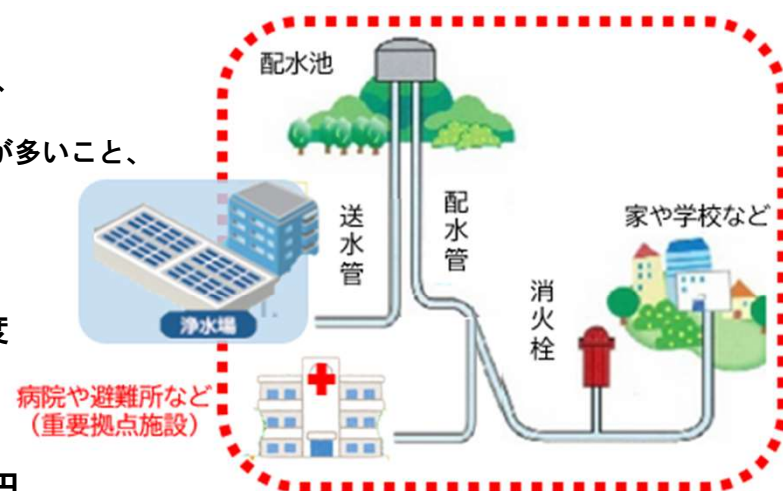
- ・従来、管路の更新サイクルを概ね80年としていたところ、100年以上の耐用年数が期待できる資材が開発されたことから、管路更新サイクルを原則100年に設定（年間更新率1%）
- ・ただし、すべての送配水管を年間更新率1%で更新する場合、年間事業費が約52億円（更新延長約25km）となり現行の約2倍
- ・料金改定率の大幅上昇が必要となり、また、建設業者の減少と高齢化、職員の業務負担の観点から現実的に実施は困難
- ・そこで、整備を優先すべき管路とその他の管路の対応方法を変えることでより効果的な更新を行う。具体的には以下のとおり

**予防保全 対象：破損時に市民生活への影響が大きい幹線管路及び
管径150～400mm未満の配水管※1（第12次は幹線管路のみ）**
年間更新率を1%に設定し、経過年数、管種、破損履歴などを評価し、
優先順位をつけて、原則、破損・漏水が発生する前に更新
※1 長崎市立地適正化計画に基づく居住誘導区域は管径150mm以上の配水箇所が多いこと、
また、消火栓の多くが管径150mm以上の管に設置されていることによる

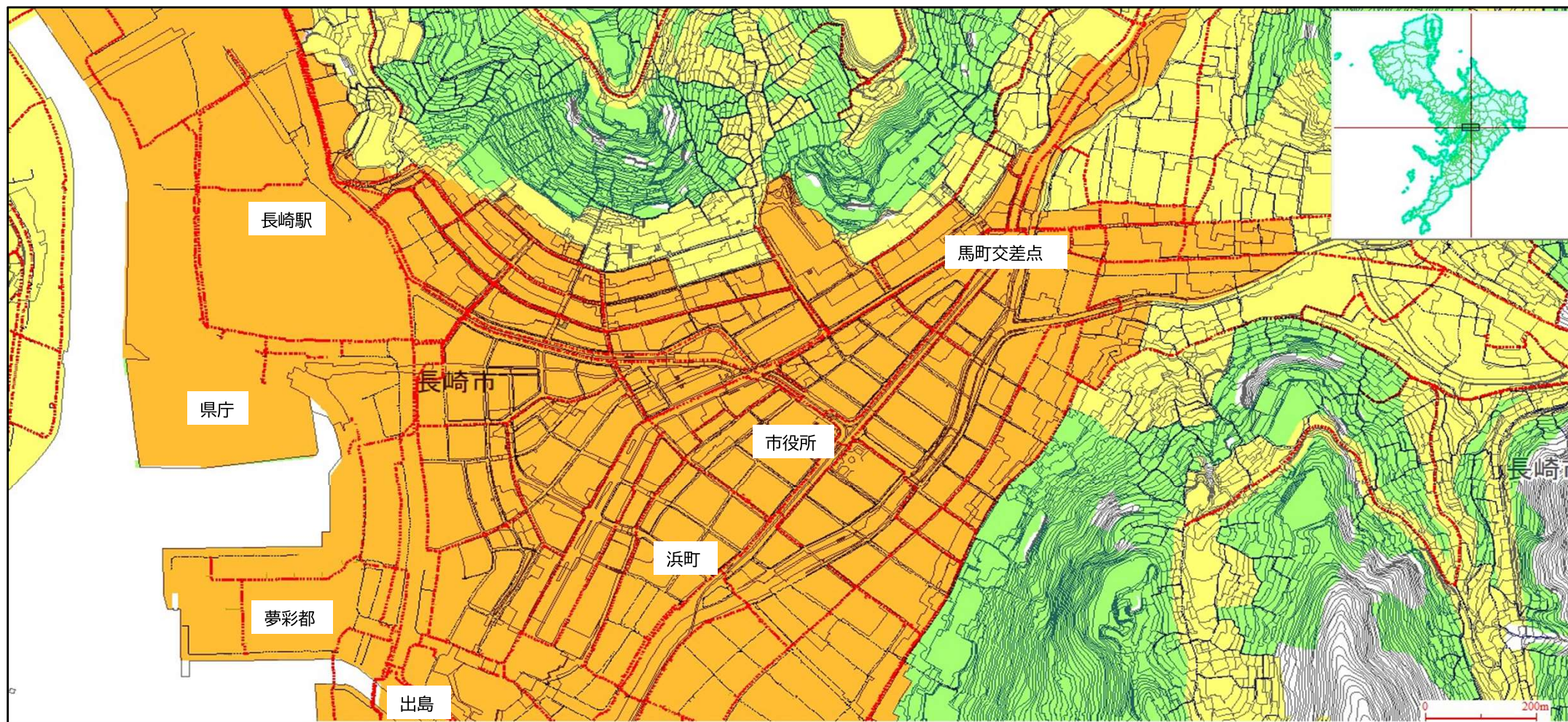
事後保全 対象：管径150mm未満の配水管
破損・漏水を発見、もしくは発生した場合、修繕を行い継続使用
なお、破損・修繕記録、破損要因及び破損による影響予測から重要度
が高いものについては随時更新
以上の対応により、年間事業費を約52億円から約28億円に抑制

事業期間（令和10～14年度 5年間）の総事業費 約110億円※2⇒約140億円

※2 上下水道マスタープラン2025（令和6年度策定）に記載の概算事業費



8 料金算定期間において確保すべき建設改良費等



居住誘導区域 には管径150mm以上の水道管が多く布設

8 料金算定期間において確保すべき建設改良費等

○料金算定期間（令和11年度～令和14年度）において必要な建設改良費 約 398億円

【主な建設改良費】

配水施設整備事業 約 112億円

浄水施設改良事業 約 240億円

事業名	事業費	主な内容
新浄水場共同整備事業	約207億円	老朽化した浦上浄水場と道ノ尾浄水場の統廃合
長崎県ダム事業負担金	約11億円	老朽化したダム施設の更新
東長崎浄水場改良事業	約5億円	老朽化した機械設備の更新
小ヶ倉浄水場改良事業	約5億円	老朽化した機械設備の更新
手熊浄水場改良事業	約4.2億円	老朽化した機械設備の更新

配水施設改良事業 約 35億円

事業名	事業費	主な内容
配水タンク耐震化事業	約14億円	老朽化し耐震性のない配水タンクの更新
配水ポンプ場改良事業	約8億円	老朽化したポンプ場のポンプ更新

9 建設改良費等の財源について

■マスタープラン2025における投資・財政計画をもとに試算 R11年度～R14年度)

収入総額 約590億円	水道料金 約313億円	国庫補助金、企業債 一般会計出資金等 約277億円		・水道料金（改定分） ・内部留保資金 ・企業債	
支出総額 約831億円			支払利息 約4億円	企業債償還金 約28億円	建設改良費等 約398億円
	維持管理費 約187億円	減価償却費等 約214億円			
					収支不足分 240.8億円

建設改良費の不足分の補填及び大規模災害時の事業継続に必要な運転資金確保のため、水道料金の改定にあたっては、内部留保資金の確保及び適切な企業債の活用も考慮する必要がある

9 建設改良費の財源について

○水道事業の収支の仕組み

・収益的収支：「日々の給水事業を運営するための取引」

主な収入 水道料金

主な支出 維持管理費（修繕費・委託料・動力費等）、減価償却費※1、企業債利息

・資本的収支：「水道施設の整備や更新のための取引」

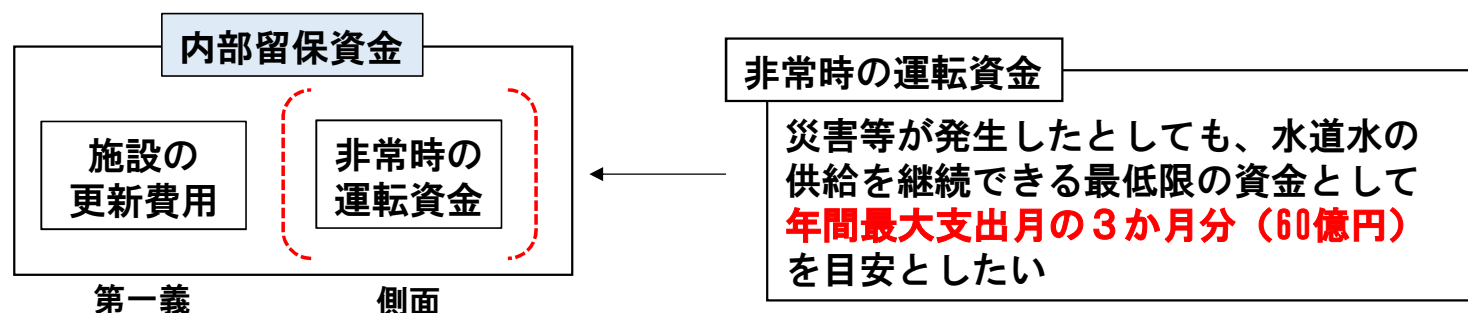
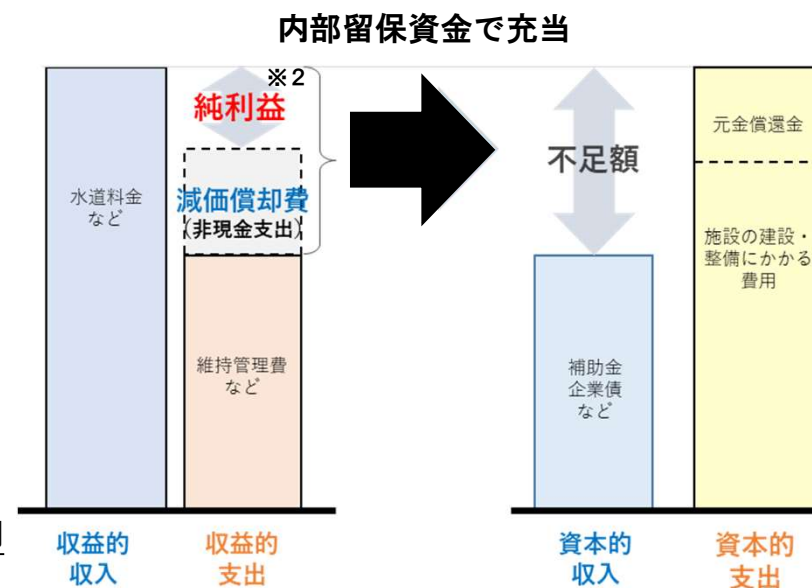
主な収入 国庫補助金、企業債、一般会計出資金

主な支出 建設改良費（水道施設の新設、改良の費用）、企業債元金償還金

※1 減価償却費 水道施設の整備を行った翌年以降、当該施設の法定耐用年数の間、次の施設更新に備えて分割して計上する費用。施設の更新財源となる。

※2 純利益 料金収入などの収益から、運営に必要なすべての費用を差し引いた残りの金額。建設改良費や企業債の償還等の財源となる。

資本的収支は、必ず支出が収入を上回り不足額が発生。そのため減価償却費や純利益などで構成される内部留保資金を充当



9 建設改良費等の財源について

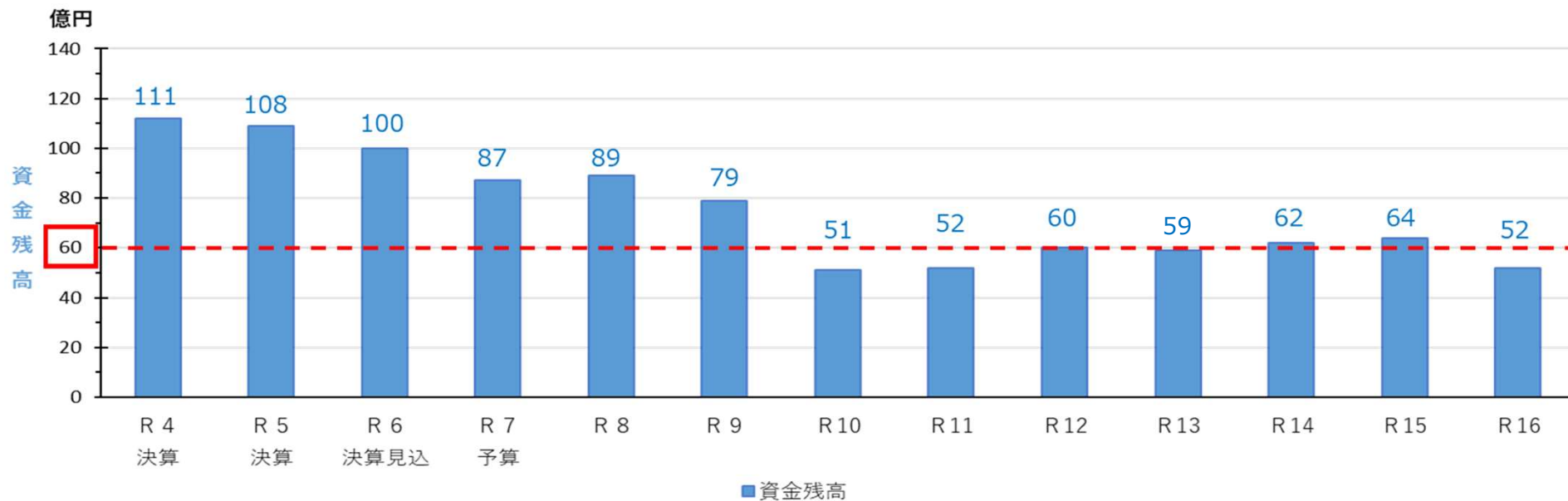
○必要な内部留保資金の額

他都市の事例等※¹から給水に要する費用※²3か月分（約60億円）を必要額に設定

※¹ 阪神・淡路大震災、熊本地震における断水期間が約3ヶ月間

※² 1年間のうち、企業債の償還や建設改良費等に係る支出が最も多い月の直近5年間の平均支出額を基に算出

○内部留保資金残高の今後の見通し



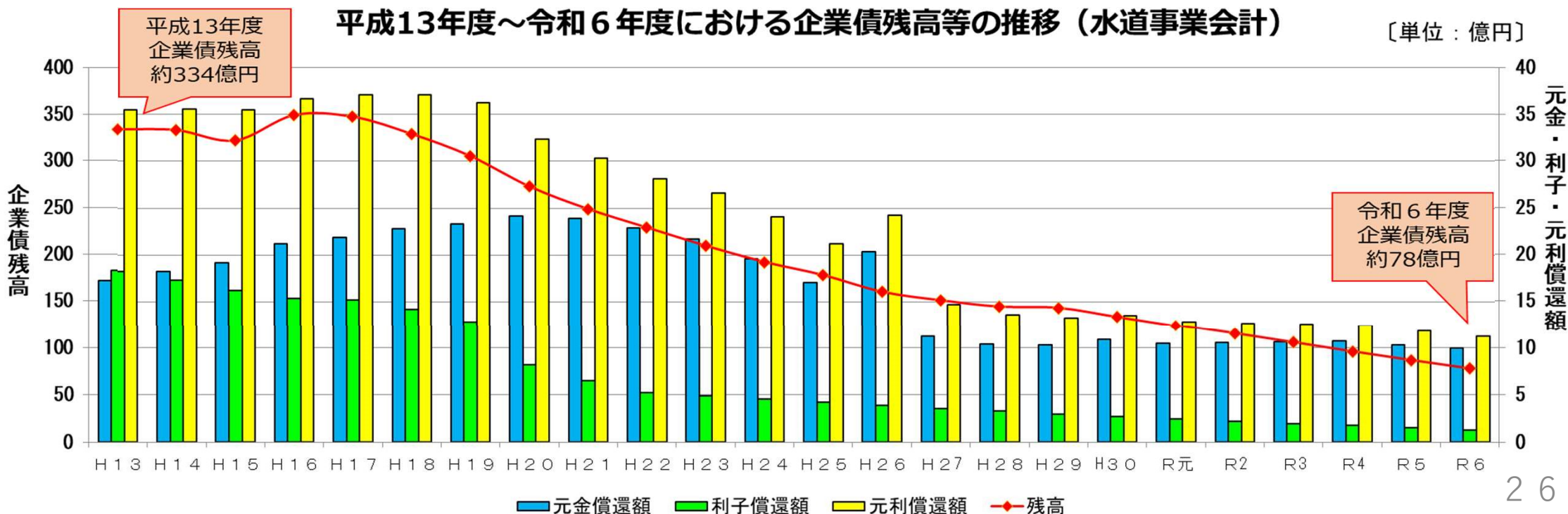
9 建設改良費等の財源について

○企業債の活用について

- ・ 企業債の借入れは少ない方が利息の支払いが減るなど収支上のメリットがあるものの、水道施設は一つ一つの資産が高額で、かつ長期間使用できることから、企業債を適切に活用することで更新費用の世代間負担の公平を図り、内部留保資金の減少を一定抑えることができる。

○企業債残高等の推移

- ・ 前回改定時（平成13年度）以降、企業債残高は減少傾向。令和6年度末時点で約78億円（平成13年度から約256億円減）
- ・ 長崎市上下水道事業マスタープラン2015では企業債残高の目標値を79億円と設定。借入の縮減により令和6年度の残高は約78億円と目標値を達成。引き続き給水収益と企業債残高のバランスを図りながら、主に老朽管更新等に対する企業債の活用を図っていく。



10 今後のスケジュール

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
上下水道事業 運営審議会	MP概要説明 財政状況 料金制度説明 料金水準・料金体系 見直し検討	意見書 提出	住民説明会等進捗状況報告	議決結果 報告
市議会	MP2015 成果報告 料金改定作業進捗報告 (審議会内容報告含む)	審議会 意見書報告	住民説明会等進捗状況報告	料金改定 議案上程 議決後 新料金確定 R11.4.1適用
市民周知等	広報誌・HP・SNS発信 街角ビジョン放映			住民説明会